

令和4年9月8日

保護者・生徒各位

学校法人みかしほ学園
理事長 水野 いき

学校で生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が
確認された場合の対応ガイドラインについて（第3版）

前略 学校で生徒や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとっている現状ですが、新型コロナウイルス感染者の激増に伴い保健所との相談や指導を仰ぐことが困難になっている現状を鑑み学校での判断による対応の必要性が生じてきたことから文部科学省が新たに提示したガイドラインに準じて別紙の通り学校のガイドラインを作成しましたのでご報告させていただき、今後の判断資料と致します。

今回、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方について、別添ガイドラインのとおり取りまとめましたので、地域の感染状況等に応じた対応の参考とします。

また本ガイドラインについては、今後の感染の状況等を踏まえ、必要な見直しを行ってまいります。

(※1)文部科学省の「学びを止めない」方針、またオミクロン株の流行に対応して一部を変更しました。

(※2)国の指針としての「感染拡大を防止しながら、社会経済活動を維持する」対応および感染者の自宅待機期間の短縮により一部を変更しました。

● 学校で生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第3版）

1. 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で生徒や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した生徒について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させない。

また、生徒や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとる。

2. 濃厚接触者等の特定について

生徒や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、当校が緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域における場合や地域の感染者数が激増して保健所が対応できない場合は、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者（以下「濃厚接触者等」という）の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力する。

<濃厚接触者等の候補の考え方>

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する生徒及び教職員とする。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわ

ゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の生徒、また感染者が教職員の場合は同一校の教職員室に席がある者）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の部屋で生活する生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校において上記①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることも考える。

※濃厚接触者や感染者周辺の検査対象となる者の候補の特定については、保健所等の積極的疫学調査の実施が必ずしも行えなくなっている現状を踏まえ、特に地域の実情に応じてガイドラインによらない柔軟な対応を行うことが考えられる。

3. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

●出席停止について

<濃厚接触者の自宅待機期間>

陽性者と最後に会った日（陽性者が同居家族等の場合は、「陽性者の発症日」）の翌日か5日間を経過するまで出席停止とする。ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目からの登校を可とする。

<新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者の自宅待機期間>

- ・有症状感染者：保健所等から指示された自宅等での待機期間（入院の場合、入院期間を含む）を出席停止とする。保健所等から指示がない場合、原則発症日（症状が出た日）の翌日から7日間かつ症状がなくなってから24時間以上経過している。
- ・無症状感染者：検体採取から5日目の抗原定性検査キットによる検査により陰性であった場合、5日間。

～ただし、10日間を経過するまでは健康観察が必要となる～

●臨時休業について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、通常、保健所の調査を踏まえて学校の設置者が判断することとなるが、学校の設置者は、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域においては、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業を行う範囲や条件を下記の通りとする。ただし臨時休業中は可能な限りインターネットを活用した「遠隔授業」を併用し学習の遅れを出さないように工夫する。

<臨時休業の範囲や条件>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、以下のとおり臨時休業を検討する。

まず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～5日程度、土日祝日を含む）、臨時休業を検討することが考えられる。

その上で、把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合においては、次の必要な対策として学級あるいは学年・学校単位の臨時休業の検討をする。

ただし、学びの保証の観点等も留意して決定する。

また保健所業務の逼迫により積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなった場合は学校医と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度（土日祝日を含む）を目安として再開することが考えられる（その際、発熱等風邪の症状がある者については自宅で休養すること、健康状態の把握その他の感染症対策を一層徹底しながら、慎重に再開する）。

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を検討する。学級閉鎖は5日程度（土日祝日、全体像を把握等のために行った臨時休業の期間を含む）またその場合においても、当該学級について、未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者を対象としたものを含めた適切な疫学調査が実施され、濃厚接触者の特定やその検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮することが考えられる。

①同一の学級において複数の生徒の感染が判明した場合

②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

- ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④ その他、校長で必要と判断した場合

※ただし、同一の学級において、複数の生徒等の感染が確認された場合であっても、その間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行わないことも考えられる。

※未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者について検査により陰性が確認できた場合等には、臨時休業の期間を短縮することもある。

(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く)

○学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日、全体像の把握のために行った臨時休業を含む）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を検討する。閉鎖期間等は学級閉鎖と同様とする。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を検討する。閉鎖期間等は学級閉鎖と同様とする。

以上